

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001105
		書かない窓口（窓口 D X S a a S）サービス利用契約
	履行場所	南相馬市役所本庁・小高区役所・鹿島区役所
	種 類	賃貸借
概 要		書かない窓口（窓口 D X S a a S）に関するサービス利用料
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 大内 文彦
	所 在 地	福島県 郡山市 清水台 2 丁目 1 3 番 2 3 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	書かない窓口（窓口 D X S a a S）のサービス利用にあたり、当該事業者と委託契約によりシステムを構築していることから、構築業者である当該事業者と随意契約をするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。